

令和5年9月27日
子ども・若者部
教育委員会事務局

民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について

令和5年5月29日の文教常任委員会及び令和5年5月31日の子ども・若者施策推進特別委員会にて報告した「区立深沢保育園建物及び区立三島幼稚園跡地を活用した民間誘導による放課後児童健全育成事業の整備方針について」に基づき民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の公募を行ったところ、4事業者から応募があった。

厳正なる選定委員会での審査結果を踏まえ、整備・運営事業者を決定したので報告する。

1 決定した整備・運営事業者

- (1) 名称 社会福祉法人和光会
- (2) 所在地 静岡県浜松市西区和光町517
- (3) 代表者 理事長 志賀口 大輔
- (4) 沿革 昭和32年に静岡県で法人を設立し、特別養護老人ホームや障害児入所施設、認定こども園、児童養護施設等、多くの社会福祉事業を運営しており、区内では認可保育所（本園1、分園1）を運営している。
児童福祉法上の放課後児童健全育成事業の実績は有しないが、浜松市が市立小学校内で運営する放課後児童クラブを補完することを目的とした市の補助事業として、認定こども園内で類似放課後児童クラブを運営している。

【参考①】整備地の概要

	令和6年4月から 令和10年度中（予定）まで	令和10年度中（予定）以降
所在地	深沢五丁目16番17号	深沢五丁目11番5号
建物延床面積	526.87㎡	697㎡
現況	建物あり（旧区立深沢保育園）	建物あり（現在、区立三島幼稚園として運営中）
予定定員	80人	
開設時期	令和6年4月以降	令和10年度以降
優先受入校	東深沢小学校（予定）	

2 経過

- 令和5年6月 5日 募集要項公表
6月27日 応募締め切り
7月 6日～ ヒアリング審査及び書類審査、現地調査
9月15日 選定委員会において整備・運営事業者を選定
9月20日 整備・運営事業者の決定

3 評価

(1) 基本方針

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子ども条例」、「放課後児童クラブ運営指針」「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等を理解したうえで、世田谷区において新たな民設民営放課後児童クラブを運営する意欲と熱意を有するとともに、質の維持・向上ができる事業者であることを基本とし、主に次の点を重視して選定を行う。

評価項目	評価内容	
事業者の理念	放課後児童健全育成事業の理念・公共性・公益性を持ち、社会的責任を担っている事業者であること。	事業者から提出された資料及び法人の経営に携わる責任者、事業所の運営にかかる責任者等とのヒアリング内容から、放課後児童クラブとしての社会的責任や地域における役割に関する考え方等について、評価・審査を行います。また、子どもの権利条約や世田谷区子ども条例を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した理念や事業内容となっているかについても評価・審査を行う。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。	事業者の財務状況等について公認会計士による財務内容の確認を行うことで、子どもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるかについて評価・審査を行う。
運営管理体制	職員や利用者、外部の意見を取り入れるなど、開かれた運営がなされていること。	内部の意見のみによる運営ではなく、客観的な外部の意見等を運営にフィードバックさせることや、現場からの意見が経営層の判断に反映される仕組みづくりがなされているかどうかについて評価・審査を行う。
質の確保	「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」や区の目標を理解した上で、子どもの最善の利益や子どもの成長と育ちを尊重し、子どもの視点に立った支援を実施しており、区の理念や目標も理解していること。	事業者が現に運営している事業所の現地調査を行うとともに、日々の活動内容や支援方法などを把握できる資料により、運営内容について評価・審査を行う。
人材の確保・育成・継続年数	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。	採用方法や異動に伴う既存事業所への影響を注視しながら、提案事業所に配置を予定する職員の年齢・継続年数等のバランスについて評価・審査を行う。また、職員に対する処遇や研修の状況から、能力を高めながら働き続けることのできる環境の整備等についても評価・審査を行う。

この他、「配慮を要する子どもへの支援」、「児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援」、「保護者との連携」、「地域資源開発・地域連携」「関係機関との連携等」等についても評価・審査を行う。

(2) 審査方法

① 第一次審査（ヒアリング審査）

運営事業者及び施設長候補者等に対しヒアリング審査を実施した。

② 第二次審査（書類審査、財務審査、現地調査）

応募書類に関する書類審査及び公認会計士による財務状況に関する審査、現地調査を実施した。

③ 総合評価

各審査結果を基に、総合的な評価を行い、選定委員の合議のうえで整備・運営事業者を選定した。

4 審査結果

(1) 第一次審査（ヒアリング審査）

順位	応募事業者	評価点数 ※満点96	第二次審査
1	社会福祉法人和光会	80 (83.3%)	対象
2	事業者A	78 (81.3%)	対象
3	事業者B	62 (64.6%)	
4	事業者C	58 (60.4%)	

(2) 第二次審査（書類審査、財務審査、現地調査）※得点はヒアリング審査分も含む

応募事業者	A委員	B委員	C委員	合計点の平均	財務審査
社会福祉法人和光会	348	322	248	306.1 (76.5%)	■
事業者A	296	319	327	313.8 (78.5%)	■

※事業者の選定にあたっては、合計点の平均が満点400点の7割を超えることを基本とし、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断して選定を行っている。選定委員会の選定にあたり、さらなる質の確保に向けて、開設・運営に際しての条件を附すことがある。

※財務審査の指標は以下のとおりであり、C以下の評価の場合は選定しない。

A：おおむね良好な法人と考えられる

B：ほぼ平均的な法人と考えられる

C：改善を要する法人と考えられる

D：破綻状態にある法人と考えられる

(3) 選定結果

第二次審査において、2事業者ともに財務審査が■、合計点の平均が7割を超えたため、双方とも整備・運営事業者としての適格性を有する事業者であることを確認したが、選定委員の評価・判断が分かれたため、選定委員会の合議の結果、選定委員3人中2人が優れた点数とした社会福祉法人和光会を選定するに至った。

(4) 総合評価

社会福祉法人和光会は、現在運営している施設では、子どもが自由に好きな遊びを選択し、活発にも穏やかに過ごすことができる環境を構成しており、ヒアリング審査においては、法人代表者及び施設長候補者ともに子どもを尊重する姿勢を徹底していることについて高い評価を得た。

また、整備地の近隣で、同法人が認可保育園を運営していることから、運営面及び職員間の連携の提案も期待できること等も評価された。

選定委員から、さらなる質の向上に向けて、正規常勤職員（有資格者）の加配等の検討を行うことなどの選定にあたっての条件が附帯された。

5 選定委員会の構成

委員長 普光院 亜紀（保育園を考える親の会 顧問）
副委員長 安部 芳絵（工学院大学 教授）
委員 寺西 直樹（子ども・若者部児童課長）

6 今後の予定

令和5年10月以降	東深沢小学校、新BOP等との事業・連携内容のすり合わせ 保育園から放課後児童クラブへ転換するための内装工事（区） 保護者説明会、入会申し込みの手続き 放課後児童クラブ開所に向けた準備
令和6年 4月	民設民営放課後児童クラブ開所（旧深沢保育園）

【参考②】整備地：東深沢小学校から直線距離で約600m～650m程度)

